

広島県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年五月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	呉芸南病院介護医療院	呉市阿賀中央六丁目 7番24号	令和6年5月21日
病院	メープルヒル病院介護医療院	大竹市玖波五丁目2 番1号	令和6年5月21日